

あきる野市プール施設再編等検討業務委託仕様書

1 委託件名

あきる野市プール施設再編等検討業務委託

2 履行（納入場所）

あきる野市二宮350番地（あきる野市教育部スポーツ推進課）

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月17日まで

4 目的

あきる野市（以下「市」という。）では、将来にわたって適切な公共サービスを提供していくため、市の公共施設等の今後の維持管理・修繕・更新等に対する財源不足が見込まれる状況等を踏まえ、その対策の一つとして、公共施設の適正配置の実現（再編）に関する検討を進めている。

市のプール施設については、市内に3箇所所有しており「あきる野市公共施設等個別施設計画」（令和3年度策定）（以下「個別施設計画」という。）において集約化等を再編の方向性の選択肢として示している。

本業務は、個別施設計画を踏まえて、市のプール施設について、ライフサイクルコストの算出や民間活力導入可能性の検討を行い、事業費や運用性等を総合的に評価し、学校プールの方向性を考慮した上で、市における効果的かつ効率的なプール施設の在り方を検討し、今後の方向性を示すことを目的とする。

5 対象施設

本業務の対象施設は、以下のとおりとする。

- ・市民プール（屋内・屋外）
- ・五日市ファインプラザ（屋内）
- ・いきいきセンター（屋内（水着リフレッシュゾーン））
- ・小・中学校の学校プール

6 業務内容

本業務の実施に際しては、必要となる情報や資料等の収集を行い、企画立案はもとより、適切な助言及び的確な提案を行い報告書にまとめる。

（1）現状課題の整理

対象施設について、施設概要、立地条件、周辺環境、対象地法令等の基礎情報を整理す

る。また、利用状況、老朽化状況、収支状況、維持管理、運営等の現状及び将来見込みについて分析し、持続的な施設運営に関する課題をとりまとめる。なお、利用状況について、市内学校プール、近隣自治体の同種類似施設の配置についても整理すること。

老朽化状況について、市より提示可能な資料は、次のとおりである。

- ・定期点検結果（施設職員による目視点検結果）
- ・日常点検、維持管理記録、近年の修繕記録（施設管理者）
- ・自家用電気工作物自主点検結果
- ・その他

（２）利用者ニーズ等の調査

将来的な市営プールのあり方に対する利用者のニーズ、意見等について、関係団体へのヒアリング、利用者アンケート等により、調査・整理する。

（３）集約化等のあり方の検討（再整備方針の検討）

ア 事例収集・整理

プール施設の再編、再整備等にかかる他自治体における事業事例（対象施設の概況、再編・再整備の手法、費用、目的・効果等）について、収集・整理する。

イ 再編に当たってのビジョン及びコンセプトの確認

市のプール施設の再編が目指す地域価値などのビジョン、関連する施設や周辺地域との関係性などに関するコンセプト、再編がもたらす効果（目的）等について、市の基本的な考え方を反映しつつ示すものとする。なお、本年、秋頃に市のプール施設において、新たな考え方等が示されている場合には、これも反映すること。

ウ 再編シナリオ（パターン）の設定

個別施設計画及び前項まで整理した内容を踏まえ、市のプール施設再編に当たっての再編シナリオ（パターン）について、複数案（学校プールと連携する場合、学校プールと連携しない場合等）を検討し設定する。

再編のシナリオについては、複合化、集約化、新規整備、廃止、移設、民間移譲、民間施設活用など施設・機能の再配置に係るメニューの具体的な内容（配置場所、施設規模、想定する基本機能、整備内容等）を想定している。

検討した各再編シナリオ（パターン）について、イで確認したビジョン及び目的に対する実現可能性を検討する。また、事業を実施する上での課題について抽出し、対応方針について検討する。さらに、制約条件があれば与条件として示すものとする。

エ 事業手法の検討

ウで設定した再編シナリオ（パターン）について、民間活力導入手法（従来方式（指定管理等の業務委託を含む。）、DB方式、DBO方式、PFI方式、民活方式（リース）など）の可能性について、メリット・デメリット等を比較し簡易評価する。

オ 事業候補者の探索

整理した手法のうち、民間活力の導入による効果が高いパターンにおいて、市内及

び近隣自治体におけるプール施設運営事業者や建設会社などの本事業への参画が想定される民間事業者に対し、次の内容等についてヒアリング等で市場調査を行う。

- ・ 民間活力を活用した集約プール新設の可能性及び必要な条件
- ・ 民間活力活用における課題
- ・ 民間事業者の意向を踏まえた、参加条件及び要望
- ・ 新施設での指導の可否及び費用
- ・ その他担当職員と協議の上、必要と考えられる事項

カ 総合評価

アからオまでの結果から、各再編シナリオ（パターン）について、市におけるプール施設を最も効果的・効率的に整備及び運用ができるパターンと事業手法について総合的に評価する。また、その場合における、事業の概略スケジュール案を策定する。

（４）会議開催等の支援

業務の進行、検討状況に合わせ、業務が円滑に進むよう、適切な時期に市と打合せを行うこと。また、庁内での調整を図るため開催する庁内会議（３回程度）の運営を支援する。

支援の内容としては、会議で使用する資料の作成、議事録の作成等を行う。

（５）報告書作成

（１）から（４）までの検討結果及び今後の検討事項について、報告書としてとりまとめる。

７ 貸与資料

発注者は、業務を実施する際に必要となる資料を受注者に貸与するものとする。資料の電子ファイルが存在する場合には、電子ファイル形式による貸与を基本とする。また、受注者は、貸与された資料を発注者の指示に従い、返還しなければならない。

８ 提出書類等

（１）業務着手時

- ア 着手届
- イ 代理人及び主任技術者
- ウ 業務計画書兼予定表
- エ 技術士の資格証（写し）

（２）業務完了時

- ア 完了届
- イ 成果品

9 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) あきる野市プール施設の今後の方向性検討調査報告書 1式
- (2) プール施設再編等検討調査報告書（概要版） 1式
- (3) 業務報告書（協議記録簿含む） 1式
- (4) その他業務内容に係る各種資料 1式
- (5) (1) 及び (2) の電子データ 1式

なお、(4) については、電子データ等を記録媒体（CD-R 等）に記録し、納めること。

また、分析等に用いた計算式や図表等の全てのデータを成果として納めること。データの形式は、特殊な形式でないもの（Word、Excel 等）とし、Word ファイルのデータに関しては PDF データを併せて提出すること。

10 成果品の訂正

受注者は、成果品に誤りがあった場合は、発注者の指示により、速やかにその誤りを訂正しなければならない。

11 成果の帰属

データについては、著作権、所有権等の全ての権利を市が有するものとし、本委託における成果は、全て市に帰属するものとする。

市の承認を受けずに複製することや第三者への公表及び貸与を行ってはならない。

12 支払い方法

完了検査合格後、請求に基づき一括して支払うものとする。

13 その他

(1) 交通費等の費用負担

業務に関する打合せ及び各種会議への出席に伴い発生する交通費等の費用については、全て受注者の負担とする。

(2) 緊急に報告する必要がある事項については、速やかに発注者に連絡すること。

(3) 市では、「あきる野市地球温暖化対策実行計画」により、環境に配慮した活動を行っているので、環境に係る市の活動に協力すること。

(4) エネルギー、省電力化及びリサイクルを推進すること。

(5) 環境に配慮した物品の調達に努めること（コピー、印刷用紙及びファイル類は、環境配慮商品を使用すること。）。

(6) ディーゼル車規制の遵守

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）のほか、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

（７）本業務の実施に当たって個人情報を取扱う処理及び本市が保有する情報資産を使用する場合は、別紙「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」によること。

（８）本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

（９）疑義等の協議について

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議の上、決定するものとする。